

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和4年 第3回海老名市議会定例会

概要資料



直面する危機への対応
～災害対策本部オペレーションセンター訓練～



【会期日程】

令和4年第3回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期32日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
8月30日	火	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
9月 5日	月	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時00分
9月 9日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会 (補正予算)	同
9月12日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会 (補正予算)	同
9月13日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会 (補正予算)	同
9月14日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
9月15日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
9月16日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
9月22日	木	委員会	予算決算常任委員会総務分科会 (決算審査)	同
9月26日	月	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会 (決算審査)	同
9月27日	火	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会 (決算審査)	同
9月28日	水	委員会	予算決算常任委員会	同
9月30日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

【案件一覧】

■ 日程 15 件

報告 4 件			頁
1	報告第 6 号	継続費精算報告について (市制施行 50 周年記念誌作成事業費ほか 3 件)	3
2	報告第 7 号	公共下水道事業会計継続費精算報告について (海老名・入谷間 (J R 相模線) 井戸坂踏切雨水排水施設整備事業費)	4
3	報告第 8 号	令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率等について	5
4	報告第 9 号	債権の放棄について (在宅福祉サービス利用料ほか 4 件)	6
条例 1 件			頁
5	議案第 55 号	海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	7
財産等 1 件			頁
6	議案第 56 号	令和 3 年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9
人事 2 件			頁
7	議案第 57 号	海老名市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて (武井 哲也氏)	10
8	議案第 58 号	海老名市監査委員の選任につき同意を求めることについて (清水 昭氏)	10
補正予算 2 件			頁
9	議案第 59 号	令和 4 年度海老名市一般会計補正予算 (第 7 号)	11
10	議案第 60 号	令和 4 年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	15
決算 5 件			
11	認定第 1 号	令和 3 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
12	認定第 2 号	令和 3 年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
13	認定第 3 号	令和 3 年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
14	認定第 4 号	令和 3 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	
15	認定第 5 号	令和 3 年度海老名市公共下水道事業会計決算認定について	

■ 議案

【報告 4 件】

1 報告第6号 継続費精算報告について（市制施行50周年記念誌作成事業費ほか3件）

【趣 旨】

令和3年度海老名市一般会計継続費精算報告書を調製したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの

【内 容】

- 1 2款1項 市制施行50周年記念誌作成事業費
- 2 8款2項 (仮称)上郷河原口線整備事業費(JR相模線・相模鉄道横断部)
- 3 8款4項 住居表示整備事業費(社家地区)
- 4 10款2項 今泉小学校増築事業費

1 市制施行50周年記念誌作成事業費

(令和2年度、令和3年度の2か年継続事業)

全体計画の年割額(合計額)①	4,000,000円
実績の支出済額(合計額)②	3,743,300円
財源内訳 国県支出金	0円
地 方 債	0円
そ の 他	0円
一 般 財 源	3,743,300円
年割額①と支出済額②の差	256,700円

2 (仮称)上郷河原口線整備事業費(JR相模線・相模鉄道横断部)

(平成27年度から令和3年度までの7か年継続事業)

全体計画の年割額(合計額)①	2,999,500,000円
実績の支出済額(合計額)②	2,990,232,382円
財源内訳 国県支出金	991,339,000円
地 方 債	1,897,700,000円
そ の 他	0円
一 般 財 源	101,193,382円
年割額①と支出済額②の差	9,267,618円

3 住居表示整備事業費（社家地区）

（令和２年度、令和３年度の２か年継続事業）

全体計画の年割額（合計額）①	78,592,000円
実績の支出済額（合計額）②	75,761,400円
財源内訳 国県支出金	0円
地方債	0円
その他	0円
一般財源	75,761,400円
年割額①と支出済額②の差	2,830,600円

4 今泉小学校増築事業費

（令和２年度、令和３年度の２か年継続事業）

全体計画の年割額（合計額）①	964,246,000円
実績の支出済額（合計額）②	926,978,800円
財源内訳 国県支出金	260,907,000円
地方債	637,900,000円
その他	0円
一般財源	28,171,800円
年割額①と支出済額②の差	37,267,200円

2 報告第7号 公共下水道事業会計継続費精算報告について （海老名・入谷間（ＪＲ相模線）井戸坂踏切雨水 排水施設整備事業費）

【趣 旨】

令和３年度海老名市公共下水道事業会計継続費精算報告書を作成したので、地方公営企業法施行令第１８条の２第２項の規定により報告するもの

【内 容】

1 款 1 項 海老名・入谷間（ＪＲ相模線）井戸坂踏切雨水排水施設整備事業費 （令和２年度、令和３年度の２か年継続事業）

全体計画の年割額（合計額）①	150,000,000円
実績の支払義務発生額（合計額）②	143,163,931円
財源内訳 企業債	143,100,000円
国庫補助金	0円
損益勘定留保資金	63,931円
年割額①と支払義務発生額②の差	6,836,069円

3 報告第8号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について

【趣 旨】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、「財政の健全性」を判断するため、令和3年度決算に基づく「健全化判断比率」として、以下の4つの指標で数値化し、監査委員の意見を付けて報告するもの

また、公営企業の「経営の健全性」を判断するため、「資金不足比率」として数値化し、監査委員の意見を付けて報告するもの

【健全化判断比率】

項 目	《早期健全化基準》	(3年度)	(2年度)	(元年度)
1 実質赤字比率	《12.03%》	—	—	—
2 連結実質赤字比率	《17.03%》	—	—	—
3 実質公債費比率	《25.0 %》	3.7%	2.8%	1.8%
4 将来負担比率	《350.0 %》	28.7%	32.7%	28.6%

【資金不足比率】

公共下水道事業会計	《経営健全化基準》	(3年度)	(2年度)	(元年度)
1 資金不足比率	《20.0 %》	—	—	—

※ 赤字額及び資金不足額がないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は算定されず、「—」となっている。

※ 実質公債費比率は前年度に比べ0.9ポイント増加、将来負担比率は前年度に比べ4.0ポイント減少している。

※ 実質公債費比率の増加は、一部事務組合が借り入れた地方債の償還に係る市費負担金が増加したことなどによるもの

※ 将来負担比率の減少は、公共施設の更新や長寿命化の財源として、公共施設等あんしん基金などの特定目的基金を積み立てたことにより基金残高が増加したことなどによるもの

【結 論】

いずれの比率も国が定めた早期健全化基準、経営健全化基準を大きく下回っており、本市の財政の健全性及び経営の健全性は、財政健全化法上、問題はないこととなった。

4 報告第9号 債権の放棄について（在宅福祉サービス利用料ほか4件）

【趣 旨】

海老名市債権管理条例第10条第1項の規定により、令和3年度中に放棄した非強制徴収債権について、同条第2項の規定により報告するもの

名 称	非強制徴収債権を放棄した事由			
	第10条第1項該当号数	件 数	金 額	時効
在宅福祉サービス利用料	時効期間満了(第5号)	25件	10,280円	10年
保育所延長保育料	時効期間満了(第5号)	10件	20,500円	2年
園児給食費（主食費）	時効期間満了(第5号)	9件	9,000円	2年
園児給食費（副食費）	時効期間満了(第5号)	7件	31,500円	2年
学校給食費	時効期間満了(第5号)	212件	4,577,190円	2年
合 計		263件	4,648,470円	

※ 時効の期間は令和2年4月1日の改正前の民法の規定が適用される。

【海老名市債権管理条例（平成29年条例第4号）抜粋】

（債権の放棄）

第10条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及び延滞金等を放棄することができる。

- （1） 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- （2） 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- （3） 債務者が著しい生活困窮状態にある場合又は当該非強制徴収債権について政令第171条の2又は第171条の4第1項若しくは第2項の規定による措置の手続を執っても、なお完全に履行されず、債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合において、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- （4） 当該非強制徴収債権について政令第171条の5の規定による徴収停止の措置を執った場合において、当該措置を執った日から相当の期間を経過した後においても、なお債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。
- （5） 市の債権のうち、その消滅時効について法第236条第2項の規定の適用を受けないものについて、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

2 市長は、毎年度、前項の規定により放棄した債権について、議会に報告するものとする。

※「法第236条第2項」＝地方自治法第236条第2項 「政令」＝地方自治法施行令

【条例 1 件】

5 議案第55号 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴い地方公務員の育児休業の取得要件が緩和されたため、本市においても同様の措置を講ずるもの

【主な改正概要】

1 非常勤職員

- (1) 子の出生後、8週間以内に育児休業を取得する際の要件を緩和する。
- (2) 子が、1歳から1歳6か月の間又は1歳6か月から2歳の間における夫婦交代での育児休業の取得を可能とする。

2 常勤職員及び非常勤職員

育児休業の取得が、原則2回まで可能となることから、再度の育児休業の取得に際し、「育児休業等計画書」による申出を不要とする。

※育児休業の取得ができる非常勤職員⇒週3日以上又は年121日以上勤務(変更なし)

1 非常勤職員に係る改正

改正条文	改正内容
第2条第4号	文言の整理
〃 ア	非常勤職員が育児休業を取得できる場合に、「子の出生後、57日以内に育児休業を取得する場合」は、子の出生後57日目から6月を経過するまでに引き続き採用されないことが明らかでない場合を追加
〃 イ	第2条の3第3号の改正により、子の1歳から1歳6か月までの期間における育児休業の取得が、1歳になった翌日に限定されなくなることによる文言の整理
☆原則1歳までの取得を1歳6か月までとする特例の改正	
第2条の3第3号ア	子の1歳から1歳6か月までの期間の途中での、夫婦交代による育児休業の取得を可能とする。
〃 エ	子の1歳以降の育児休業の取得回数は1回までとする。
☆原則1歳までの取得を2歳とする特例の改正	
第2条の4第1号	子の1歳6か月から2歳までの期間の途中での、夫婦交代による育児休業の取得を可能とする。
〃 第4号	子の1歳6か月以降の育児休業の取得回数は1回までとする。

2 常勤職員及び非常勤職員に係る改正

改正条文	改正内容
第3条第5号	育児休業の取得が、原則2回まで可能となることから、再度の育児休業の取得に際しての「 育児休業等計画書 」による申出を削る。
Ⅱ 第7号	「非常勤職員」以外にも任期付職員等の「任期を定められた職員」の任用があることによる文言の整理
第3条の2	「産後8週」の期間の日数を定めた改正前の「第2条の5」の移動
第10条第6号	「育児休業等計画書」の廃止に伴い、育児短時間勤務の承認を受ける際に申し出る書類を「 育児短時間勤務計画書 」に改める。

【附 則】

施行期日：令和4年10月1日

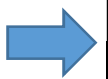
経過措置：令和4年9月30日までに「育児休業等計画書」により申し出た育児休業又は育児短時間勤務の計画については、改正前の条文を適用する。

【参 考】 本条例改正以外の育児休業取得に係る緩和措置

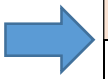
1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

緩和措置内容	改正前		改正後
① 育児休業の取得回数（②の取得回数を除く。）	1回		2回
② 産後8週以内における育児休業の取得回数	1回		2回

2 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正

緩和措置内容	改正前		改正後
産後8週以内における育児休業等の請求期限	1月前まで		2週間前まで

3 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び海老名市一般職の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正

緩和措置内容	改正前		改正後
特別休暇（育児参加休暇）の対象期間	産後8週間まで		1歳に達するまで

※取得可能日数（5日以内）の変更はない。

4 海老名市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正

期末手当・勤勉手当の在職期間から減ずる期間の算定における休業期間の取扱い	
改正前	育児休業期間が2以上ある場合はそれぞれの期間を合算して算定
	
改正後	出生後8週以内の休業期間とそれ以外の休業期間を分けて、それぞれで算定

【財産等 1 件】

6 議案第56号 令和3年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【提案理由】

議会の議決を経た上、未処分利益剰余金の処分を行いたいため

【内 容】

1 令和3年度海老名市公共下水道事業会計決算の収益的収支（税抜）

令和3年度 収益的収入（2,903,145,983円）①

令和3年度 収益的支出（2,633,370,311円）②

純利益

収入①－支出② ＝ 純利益 269,775,672円 **A**（未処分利益剰余金）

2 令和3年度決算における減債積立金使用額

令和3年度決算の減債積立金補填財源使用額（令和3年度積立分）

＝ 255,832,705円 **B**（未処分利益剰余金に振替）

※減債積立金補填財源使用額

令和2年度決算の純利益（未処分利益剰余金）を令和3年9月議会の議決により、減債積立金に積み立て、令和3年度決算で使用したもの

【処分内容】

1 上記 **A** 269,775,672円 ⇒

企業債の償還財源として
減債積立金に積立て

2 上記 **B** 255,832,705円 ⇒

組入資本金へ組入れ

【人事 2件】

7 議案第57号 海老名市教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて

現委員の武井哲也氏が令和4年9月30日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再任命することについて同意を求めるもの

【再任命したい者】

氏 名 : 武井 哲也 (たけい てつや)

任 期 : 4年 (令和4年10月1日～令和8年9月30日)

8 議案第58号 海老名市監査委員の選任につき同意を求める
ことについて

現委員の清水昭氏が令和4年11月30日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再選任することについて意見を求めるもの

【再選任したい者】

氏 名 : 清水 昭 (しみず あきら)

任 期 : 4年 (令和4年12月1日～令和8年11月30日)

【補正予算 2件】

9 議案第59号 令和4年度海老名市一般会計補正予算（第7号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 9億1,765万1千円を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ 490億9,287万7千円とするもの

■主な内容

- ☆新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐため、引き続き、対象となる市民に対してオミクロン株対応のワクチン接種などを実施します。
- ☆物価高騰により食材費の上昇が続いていることから、保育所・幼稚園における給食の質を確保するとともに、保護者負担増を軽減するため、食材費上昇分の一部を補助します。
- ☆文化財に触れ合う機会を創出するために、相模国分寺跡に貸出用遊具等を購入し、より多くの子どもたちの来訪、利用を促進します。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：48,175,226千円・補正額：917,651千円・補正後：49,092,877千円

(1) 歳入

・個人市民税所得割	176,000千円
・固定資産税(土地、償却資産)・都市計画税(土地)	200,000千円
・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	523,657千円
・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	17,684千円
・庁用車売払代	10千円
・教育環境充実事業指定寄附	300千円

合計	917,651千円
----	-----------

(2) 歳出

① 健やかに暮らせるまち 596,421 千円

・新型コロナウイルスワクチン接種等の実施 523,657 千円

◎新型コロナウイルスワクチン接種事業の4回目接種対象者の拡大及び

オミクロン株対応ワクチン接種に伴う増額

報酬（会計年度任用職員） 1,495 千円

役務費（郵便料） 6,484 千円

委託料（その他） 497,963 千円

委託料（システム関連） 1,715 千円

使用料及び賃借料 16,000 千円 合計 523,657 千円

・PCR検査等を実施する医療関係団体への事業運営費の補助 60,000 千円

◎海老名市在住者・在勤者に対してPCR検査を実施する医療機関の負担を軽減

するために医師会に対して交付している補助金の対象期間延長に伴う増額

負担金、補助及び交付金 60,000 千円

・食材費高騰に伴う保育所への食材費補助 12,764 千円

◎物価高騰により食材費の上昇が続いていることから、保育所における給食の質

の確保及び保護者負担の増加防止に伴う増額

負担金、補助及び交付金 9,917 千円

需用費（賄材料） 2,335 千円

委託料（指定管理料） 512 千円 合計 12,764 千円

② 便利で快適に暮らせるまち 7,600 千円

・中古住宅取得支援の件数拡大 7,600 千円

◎空き家の発生予防及び転入定住の更なる促進を図ることに伴う増額

負担金、補助及び交付金 7,600 千円

③ 豊かな学びを育むまち

7,174 千円

- ・ 食材費高騰に伴う幼稚園への食材費補助 5,874 千円

◎物価高騰により食材費の上昇が続いていることから、幼稚園における給食の
質の確保及び保護者負担の増加防止に伴う増額

負担金、補助及び交付金 5,874 千円

- ・ 指定寄附を活用した各小学校用ボール類の購入 300 千円

- ・ 文化財を P R するための貸出用遊具等の購入 1,000 千円

◎より多くの子供たちが文化財に触れ合う機会を創出するため、市民が利用
する貸出用遊具等の購入に伴う増額

需用費（消耗品） 30 千円

備品購入費（事業用備品） 970 千円 合計 1,000 千円

④ その他

306,456 千円

- ・ 過年度国庫支出金返還金 69,745 千円
- ・ 燃料高騰に伴い不足する電気料等の増額 97,828 千円
- ・ 財政調整基金積立金【令和4年度末残高 2,648,862 千円】 129,349 千円
- ・ その他 9,534 千円

合計 917,651 千円

(1) 追加

- 14 -

10 議案第60号 令和4年度海老名市介護保険事業特別会計 補正予算（第1号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **2,732万2千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **89億5,838万4千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：8,931,062千円・補正額：27,322千円・補正後：8,958,384千円

(1) 歳入

・決算に伴う純繰越の一部 27,322千円

合計 27,322千円

(2) 歳出

・支払基金返還金 27,322千円

合計 27,322千円